

「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」におけるこれまでの主な論点

I 介護福祉士を取り巻く状況

1 社会経済の状況

- 少子・高齢化の進展のなかで、要介護者の増大が見込まれる一方、社会保障制度の持続可能性が課題になっており、将来に向けて保険料などの負担が過大にならないようにすることが求められている。
- 今後、生産年齢人口が減少していく中で、介護従事者の就労状況(潜在的介護福祉士の状況)等も踏まえ、介護に携わる人材の確保及び質の向上や労働生産性の向上が必要である。

2 介護ニーズの変化

- 介護福祉士制度が創設されて以来約 18 年が経過したが、この間の福祉・介護をめぐる状況の変化は大きい。例えば、平成 12 年の介護保険法の施行、平成 17 年の介護保険法の改正、障害者自立支援法の成立などの制度改正があり、これらに伴い介護ニーズや介護サービスのあり方等が大きく変化している。
- 措置から契約への転換に伴い、福祉サービスが低所得者対象から普遍化し、利用者が選択できるものになっている。

- 認知症、知的障害、精神障害、発達障害のある者への対応など従来の身体介護だけでは対応できないニーズが増大している。
- 予防からリハビリテーション、ターミナルケアに至るまで、利用者の状況の変化に対応した幅広い対応が必要になっている。
- チームの一員として介護職員と看護職員等他職種との協働が重要になっている。
- グループホームや小規模多機能型サービスなどの新しいサービスが進展し、ユニットケアなどの個別ケアの実現が重要になっている。
- 措置から契約への流れのなかで、利用者本位のケアが求められており、また、利用者像も変化し、従来の高齢者と異なる新しい世代の高齢者は、権利意識も強くなっている。
- 以上の介護ニーズの変化に合わせた介護サービスのあり方が求められており、具体的には、尊厳を支えるケアや利用者本位での生活全体を支えるケアが必要となっている。また、利用者保護の観点から、利用者がサービスを選択できるような情報の提供、権利擁護、第三者評価が一層重要になっているなかで、行われた介護の質を高め、事後の検証を行うための適切な介護記録が必要である。

II 求められる介護福祉士像

- 介護福祉士制度は、高齢化と福祉ニーズの多様化に対応できる介護に関する専門職を確保することを目的として創設され、最近では、介護老人福祉施設

等においては、介護職員の約4割が介護福祉士となるなど、介護福祉士は、介護サービスの中核を担う人材として各方面で活躍している。

- 介護サービスについては、介護保険制度の導入により量的に拡大し、今後も高齢化の進展に伴い引き続き量的な拡大が求められるが、介護サービスの一層の質の向上が重要になっている。このようななかで、国家資格である介護福祉士の役割が非常に重要であり、介護職員については、「将来的に任用資格は介護福祉士を基本とすべき」との提言もなされている。
- これからの中介護福祉士については、Iで述べた介護ニーズの変化に対応し、介護サービスの質の向上における中心的役割を担える人材であるべきである。

III 資格制度について

1 基本的考え方

- 国家資格としての介護福祉士は、幅広い分野に共通する広い領域をカバーでき、基礎的な介護の能力を有する一般的なものとすべきではないか。
- 専門的領域(重度の認知症や障害等)に特化した介護福祉士については、国家資格とは別に考えるべきではないか。

2 資格取得方法のあり方

- 介護福祉士の資格を取得するためには、現在、養成施設を卒業するルートと一定の実務経験を経て、(又は福祉系高校を卒業した後)国家試験に合格する

ルートがあるが、養成施設ルートは若い新規労働力を介護の現場へ供給する役割があり、また、実務経験・国家試験ルートは、介護の現場で働く者の資質の向上に資する効果がある。なお、介護福祉士の登録者約47万人のうち、養成施設ルートの者は約40%、国家試験ルートの者は約60%となっている。

- 養成施設ルートの者は、自立支援への意識や職業倫理性が高い傾向があるが、学校間の格差もあり、また、実務経験ルートの者は即戦力であるが、制度的・理論的理解に欠ける傾向がある。
- 今後の資格取得方法のあり方については、介護福祉士の質の全体的向上、均一化、質の保証を図るため、養成施設ルートにも国家試験を課す一方、実務経験・国家試験ルートにも一定の教育(通信教育等を含む。)を課すべきではないか。
- この場合、福祉系高校ルートの取扱いをどう考えるか。また、介護職員基礎研修(ホームヘルパーの研修体系の見直し)の取扱いをどう考えるか。

IV 養成施設等のあり方

1 基本的考え方

- 養成課程について、現行の時間数のままでより基礎・基本を徹底させるという観点から見直すのか、現行以上に充実させる方向で考えるのか。
- 養成課程は、現在2年制 1,650 時間以上を基本としているが、前述の介護ニーズの変化に対応できるよう、教育時間、教育内容の充実を図るべきではない

か。

- 教育年限については、将来的には看護師、理学療法士等のように、3年制とすること検討するという考え方もあるが、現実的には2年制の中で教育時間を最大2,000時間程度まで増加させ、充実を図るのが妥当ではないか。

2 教育内容(カリキュラム・シラバス等)の充実

- 介護の現場で現に行われている業務を踏まえたカリキュラム・シラバスの内容の抜本的見直しを図るべきではないか。
- その際、削減すべきものは削減し、必要なものは時間を増加させるとともに、講義科目の整理も必要ではないか。また、講義・演習・実習を一体化させるべきではないか。

※ 主な基礎分野の充実:

倫理、人権、記録記述力、IT の活用を含めた情報処理、社会的公正に関する知識等

※ 主な専門分野の充実:

認知症対応、医学・看護に関する知識、自立支援、介護予防、ターミナルケア、口腔ケア、ユニットケア、在宅、グループホームへの対応等

3 教員の質の向上

- 教員の資質の向上が必要ではないか。

- 実務者が一定の研修の後、実習指導者、教員等になる方法も検討すべきではないか。
- 介護について研究を推進し、エビデンスを蓄積するとともに、これを踏まえた教育・養成が行われるよう教育者等への研修を推進する必要があるのではないか。

4 実習内容の質の向上

- 実習は重要であり、そのあり方を見直す必要がある。
- 実習施設要件の再検討、養成施設と実習施設との十分な連携、実習指導担当教員の充実が必要ではないか。

V 国家試験

- 国家試験は、教育内容の見直しも反映し、養成課程で学ぶべき基礎・基本の習得度の確認を目的とすべきではないか。

VI 資格取得後の研修

- 資格取得後の継続研修、OJTや技術の高度化に伴う現任研修が必要ではないか。

- 介護福祉士の資格取得後、一定のプラスアルファの教育等を経て、専門分野について、資格（「認定介護福祉士」、「専門介護福祉士」）を付与する制度を考えるべきではないか。

※ 専門分野の例

重度の認知症や障害、介護職員の能力開発を支援する人材マネジメント等

VII 労働環境の整備

- 介護職員の定着促進のための対策が必要。介護福祉士の社会的認知と誇りがもて、魅力的な職場となる必要があり、また、一生働くようなキャリアアップの仕組みが必要ではないか。
- 介護福祉士の資質の向上に併せて、介護福祉士の待遇が重要である。介護報酬での介護福祉士の評価や適正な賃金の確保が必要ではないか。また、福利厚生（健康診断、腰痛防止、精神面）上の配慮も必要ではないか。
- マンパワーを含めたサービスの質は、経営者の理念による。施設長の資質の向上、資格のあり方の検討が必要ではないか。